

令和2年4月

保護者様

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### マイナンバー（個人番号）の記入について

標記の件につきまして、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）施行に伴い、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の支給に関わる事務について世帯員全員のマイナンバーを記入していただくこととなっています。マイナンバーは以下の手続きにのみ使用し、適切な安全措置をもって管理いたします。

- ◎ 就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
- ◎ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

#### 【マイナンバー提出の根拠について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」

第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

これは個人番号を利用するかどうかを個別の市町村の裁量に委ねるという意味ではなく、番号法の趣旨に鑑みて、法に規定された事務については全ての自治体において個人番号を利用すべきであるとの見解が内閣府番号制度担当室より示されています。

以上の理由より、申請書にマイナンバーの記入をお願いします。提出の際は、必ず保護者の方が、学校へ持参してください。

☆ 提出場所 — 学校

\*市役所4階学校教育課まで持ってこられる場合は、運転免許証等本人確認ができる物を必ず持参ください。

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
電話 0745-76-2001（内線418）

## 「収入額・需要額調書の記入上の注意事項」

1. この書類は特別支援教育就学奨励費の支給を受けるために必要なものですから、正確にありのままを記入してください。
2. 保護者のかたは、太い線で囲んだ部分のみご記入ください。  
他の欄は、学校教育課で使用しますので記入しないでください。
3. 住所欄には、この調書を提出するときの住所をご記入ください。  
前年の12月31日現在の住所と異なる場合は、現在の住所欄の下に旧住所として前年の12月31日現在の住所を記入してください。
4. 世帯の状況の欄は、前年の12月31日現在の状況をご記入ください。  
したがって、「満年齢」「職業又は在学学校名、学年（特別支援学級の有無）」欄も前年の12月31日現在の状況により、記入することになります。  
なお、在学学校名等は次の例によりご記入ください。  
〇〇県立〇〇盲学校小学部第1学年  
〇〇市立〇〇小学校第2学年3組（特別支援学級に入級）  
〇〇市立〇〇中学校第3学年4組
5. 「世帯の収入状況」の欄及び「需要額等」の欄については、学校教育課において調査しますので、記入は不要です。
6. 特別支援教育就学奨励費の給付基準  
収入額及び需要額を調査して、 $\text{収入額} \div \text{需要額} = 2.5$ 未満となった場合には、国の定める補助単価による支給を行います。  
ただし、通級教室の交通費（通学費）は収入額に応じて、国の定める補助単価による支給を行います。
7. 申請書の裏面に申請者（保護者）のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードのコピーを貼付してください。  
\*世帯員全員の分をコピーする必要はありません。